

令和7年6月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2 件
(うち石油ストーブ(開放式) 1 件、カセットこんろ 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6 件
(うちタブレット端末 1 件、USBケーブル 1 件、電子レンジ 1 件、
サーキュレーター 1 件、温水洗浄便座 1 件、
電気冷暖風機(加湿機能付) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、別所、上田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500170	令和7年2月20日	令和7年5月29日	石油ストーブ（開放式）	KCP-E2918WY	株式会社コロナ	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	石油ストーブ（開放式）に関する事故（A202401218）と同一 令和7年3月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月14日
A202500175	令和7年5月17日	令和7年5月30日	カセットこんろ	CB-MSG-1 （岩谷産業株式会社ブランド）	株式会社旭製作所 （岩谷産業株式会社ブランド）	火災 軽傷1名	当該製品に装着したガスボンベが破裂する火災が発生し、当該製品を焼損し、1名が火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500169	令和7年5月4日	令和7年5月29日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月23日
A202500171	令和7年5月12日	令和7年5月29日	USBケーブル	火災	当該製品を充電器に接続中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202500172	令和7年5月18日	令和7年5月29日	電子レンジ	火災	公共施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500173	令和7年5月16日	令和7年5月29日	サーキュレーター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500174	令和7年5月15日	令和7年5月29日	温水洗浄便座	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500176	令和7年3月17日	令和7年5月30日	電気冷暖風機(加湿機能付)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月22日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし